

第1回
国体・障害者スポーツ大会推進協議会
資料

茨城県議会事務局

令和元年6月13日(木)

国体・障害者スポーツ大会推進協議会の概要

- 1 設置日 平成31年3月25日
- 2 設置根拠 茨城県議会規則第126条第4項（協議又は調整を行うための場）
- 3 設置趣旨
茨城国体，全国障害者スポーツ大会の成功に向けて，県議会が率先して取組等を推進していく必要があることから，その取組等について協議等を行うための場として設置する。
- 4 構成員等 全議員（会長：議長）
- 5 協議項目
 - (1) 両大会の成功に向けた県議会における取組
活動方針の検討・決定
両大会への参加促進
 - (2) 両大会に関する情報の共有
 - (3) 両大会関係者からの意見聴取

国体・障害者スポーツ大会推進協議会 活動計画（案）

場所：議事堂1階・大会議室

回数	開催時期	協議会の内容
第1回	6月13日(木) <2定会期中>	<p>第1回協議会</p> <p>1 両大会に関する情報の共有 (1) 競技・イベント等の概要及び会場，開催期日等の説明 ・両大会の開閉会式，実施競技，リハーサル大会の概要及び会場，開催期日 ・関連イベント，デモンストレーションスポーツ，文化プログラムの概要及び会場，開催期日</p> <p>2 両大会の成功に向けた県議会における取組 (1) 両大会の成功に向けた行動指針案の検討・決定 ・基本的な考え方 ・県議会及び議員の活動指針 (2) 両大会への参加促進</p> <p>3 その他</p>
第2回	9月 <3定会期中>	<p>第2回協議会</p> <p>1 両大会に関する情報の共有 (1) 両大会の開閉会式の説明等 (2) 両大会への参加促進</p> <p>2 その他</p>
第3回	12月 <4定会期中>	<p>第3回協議会</p> <p>1 両大会の結果等について</p> <p>2 両大会関係者からの意見・感想等について ・選手（成年・少年・障害者の各1名） ・ボランティア（一般・高校生の各1名）</p> <p>3 その他意見交換 など</p>

茨城県議会議員
「いきいき茨城ゆめ国体」・「いきいき茨城ゆめ大会」
の成功に向けた行動指針（案）

1 基本的な考え方

今年、本県で45年ぶりとなる国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」が、そして本県初となる全国障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会」が開催される。

両大会は本県のスポーツ振興と文化の発展に寄与するとともに、本県の魅力を全国に発信する絶好の機会であり、本県の総力を挙げて臨む必要がある。

これまで県議会では、平成28年に国体・障害者スポーツ大会推進調査特別委員会を設置し、およそ2年半にわたる調査・検討を行い、両大会の成功等に向けた施策の基本方向を取りまとめるとともに、知事はじめ執行部に対し提言を行ったところである。

いよいよ両大会の開催が迫る中、県議会及び議員は自らも様々な活動等を通じて競技、イベント、文化プログラム等の両大会に関する情報発信を積極的に行っていくほか、本県の魅力を広く発信していくとともに、来県される方々に対して心のこもった「おもてなし」に努めるなど、両大会の成功に向けて、県民の先頭に立ち率先して取り組みを推進していかなければならない。

以上の基本的な考え方に基づき、両大会の成功に向けた県議会及び議員の活動指針を定める。

2 県議会及び議員の行動指針

一．両大会の普及啓発

あらゆる活動を通じて、本県における両大会開催の認知度向上に努め、県民総参加の機運醸成を図ること

一．両大会への参加

炬火イベントをはじめとした、両大会に関するイベントへの参加や競技等の応援・選手の激励など、県民の先頭に立って両大会の盛り上げに努めること

一．来県者へのおもてなし

選手や役員、観覧者などの来県者を心のこもった温かいおもてなしで迎えるよう、県民一体となったおもてなしに努めること

一．スポーツの推進

競技や障害者スポーツの紹介、デモンストレーションスポーツなどへの参加などを通じて、県民のスポーツに対する意欲や関心を高め、本県スポーツ文化の振興に努めること

一．茨城県の魅力発信

両大会を機に、観光や文化、県産品、農林水産物など本県が誇る多彩な地域資源を積極的に発信すること

国体・障害者スポーツ大会推進協議会の運営等について

平成31年4月11日議長決裁

茨城県議会会議規則第126条第6項の規定に基づき，国体・障害者スポーツ大会推進協議会の運営その他必要な事項を次のとおり定める。

1 招集及び会長

議長が招集し，協議会の会長を務める。ただし，議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは，副議長が会長の職務を行う。

2 協議会の構成

協議会は，全議員で構成する。

3 協議事項

- (1) 両大会の成功に向けた県議会における取組
- (2) 両大会に関する情報の共有
- (3) 両大会関係者からの意見聴取

4 傍聴

協議会は，会長の許可を得た者が傍聴することができる。ただし，報道関係者（記者クラブ加盟各社に限る。）は，許可手続を省略して傍聴させる。

5 記録

- (1) 協議会の概要，出席者の氏名等必要な記録を作成する。
- (2) 記録は，議長及び2人以上の構成員が署名する。

6 その他

執行部，議会事務局の職員その他会長が必要と認めた者を説明者として出席させることができる。